

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の対処方針

本市を含む兵庫県は、6月20日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置実施区域の指定から解除されますが、引き続き、感染防止対策の徹底を推進する必要があることから、7月11日までの間、まん延防止等重点措置が実施されることになりました。

新規感染者数の大きな減少や医療体制の安定が進みつつありますが、変異株の脅威などは今後も予断を許さず、引き続き警戒し感染収束に向けて取り組んでいく必要があります。市民の皆様におかれましては、引き続き不要不急の外出・移動を控えるとともに、感染リスクの高い行動の自粛や、ウイルスを家庭に持ち込まないためにも、感染予防対策を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

尼崎市においても、兵庫県が実施する「まん延防止等重点措置」の趣旨を踏まえた取組を進めるとともに、保健所における患者対応や、感染予防対策の実効性を上げるための取組、ワクチンの円滑な接種に向けた取組など、引き続き、対策に全力を尽くしてまいります。

市民の皆様、事業者の皆様の引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 市民の皆様へ

- ・ 感染拡大を予防する生活習慣として、「3密」（密閉・密集・密接）の回避や、身体的距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、体温測定や健康チェックといった各感染予防に取り組んでください。
- ・ 発熱はもとより、体調に異変を感じたら通勤、通学を含む外出を控え、かかりつけ医など身近な医療機関や「発熱等受診・相談センター」（保健所）へ相談してください。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患をお持ちの方などは、早めにご相談ください。
- ・ 感染リスクが高まるとされる5つの場面(①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤休憩室、喫煙所、更衣室等)に注意をしてください。
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来を自粛してください。
- ・ 時短要請時間外に飲食店等のみだりに出入りしないことや、感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛してください。

- ・ 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛してください。
- ・ 大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛してください。
- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動、帰宅後の手洗い・換気や発熱者用の個室確保など「家庭内に広げない」行動、毎日の健康管理や症状がある場合はかかりつけ医への相談など「家庭外に広げない」行動に留意し、家庭での感染防止対策をお願いします。
- ・ 友人等グループによる自宅での飲み会(宅飲み)も避けてください。
 - ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けてください(若者グループについては、特に注意してください)。また、大声での会話、回し飲みを避けてください。
- ・ 高齢者、基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方は、特に感染予防を徹底していただくようお願いします。
- ・ 感染拡大防止のため、国が提供しているスマートフォンアプリである新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)や兵庫県コロナ追跡システムについて積極的な活用をお願いいたします。
- ・ 感染拡大の防止のため、来庁しなくても対応が可能な住民票、国民健康保険、市税などの手続きについては、引き続き郵送の手段等をご利用くださいますよう、ご協力をお願いします。
- ・ 令和3年4月1日から来庁者の混雑緩和、三密回避を図るとともに、市民課窓口の混雑状況を見える化し、来庁する際の参考(目安)となるよう混雑状況を市ホームページなどでリアルタイムにお知らせする「混雑ランプ」システムを兵庫県で初めて導入しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する不安から、心ない差別や偏見など、いきすぎた対応がなされる事例も見受けられます。正確な基礎知識や最新の知見、また感染事例などを共有して、「正しく恐れる」ことが重要です。いたずらに不安をあおることなく、「確かな情報」を理解し、広めるとともに、一人ひとりがお互いを思いやり、新型コロナウイルスと冷静に向き合いましょ

2 事業者の皆様へ

- ・ 飲食店等は、5時から20時までの時短営業
- ・ 平日の酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から19時まで(アクリル板等の設置、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、1グループ4人以内の利用などの一定の要件を満たす店舗に限る、満たさない店舗には提供を行わないよう要

請)、土日祝日の酒類提供の禁止（利用者による酒類の店内持込みを含む）

- ・ カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場）
- ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策宣言ポスターの掲示、兵庫県新型コロナ追跡システムの導入をお願いします。
- ・ 飲食店等では、アクリル板の設置又は座席の1 m以上の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、1グループ4人以内の利用など感染対策の徹底をお願いします。
- ・ コンビニ等の店先や路上等での飲酒禁止の呼びかけをお願いします。
- ・ 多数の者が利用する大規模店舗など一定の集客施設は、平日20時までの時短営業へのご協力をお願いします。
- ・ イベントや催物等の開催は、国や県の対処方針等のイベント開催制限の要件を遵守し、21時までの営業をお願いします。
- ・ 感染拡大を予防する働き方として、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤の推進、オンラインでの会議、対面での打合せは換気とマスク着用の徹底、発熱など体調不良の従業員の出勤停止、職場での「3密」の防止といった各感染予防に取り組んでください。
- ・ 職場や施設等での感染拡大防止のため、従業員等に対し、自宅での飲み会（宅飲み）や懇親会等の会食を自粛するよう周知徹底してください。
- ・ 施設内で感染が疑われる事案（発熱など）が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従ってください。
- ・ 社会福祉施設では、職員等の積極的なPCR検査を実施してください。

3 “オールあまがさき”での支え合い・応援のお願い

コロナ感染症の影響に伴い、売上等が減少している事業者や医療従事者など最前線で奮闘する方々など支え合い・応援する事業にご協力をお願いします。

- ・ 兵庫県と県下市町の協働による「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」
- ・ SDGs「あま咲きコイン」推進事業

1 保健・医療体制の充実強化

2 感染症対策を見据えた災害への備え

3 総合サポート体制の構築

4 市民生活を支援する取り組み

5 事業者等に対する支援や地域経済を活性化する取り組み

- 6 高齢者・障害者施設、従事者等への支援
- 7 保育施設等、子育て支援
- 8 学校等、学習支援
- 9 公園・公共施設等
- 10 イベント・集会等
- 11 広報・啓発活動
- 12 皆さまからの寄付等の受け付け
- 13 庁内の対応等

1 保健・医療体制の充実強化

◆ 医療体制の確保

- ・ 病床、療養（宿泊）施設の確保

兵庫県が行う入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保については、積極的に協力しています。

- ・ 入院待機中の陽性患者に対する医療提供への支援

自宅等で入院待機中の陽性患者の症状の悪化を防ぐとともに、社会福祉施設等における更なる感染拡大を防止するため、市医師会等の協力のもと医師による往診体制を整備していることに加え、4月12日から開始した県の往診支援制度を併用することで、医療支援の充実を図っています。また、重症化リスクが高いと判断した陽性患者については、パルスオキシメーターの貸出を行い、より細やかな健康状態の把握を行っています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症回復高齢者等の転院受入に対する支援

新型コロナウイルス感染症から回復したものの肺炎などの症状が残っていることから、引き続き入院が必要な高齢者等の入院患者の転院を受け入れた医療機関に対して、令和3年1月14日からの転院受入に協力金を支払う支援を行っております。

◆ 衛生用品（マスク）の提供

医療従事者等が使用するマスクを確保する必要から、災害用として保健所が備蓄していたマスクを医師会、歯科医師会、薬剤師会等へ提供しました。また、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を活用し、令和3年1月12日から令和3年1月14日にかけて医師会、歯科医師会、薬剤師会等へマスク、医療用手袋などの衛生用品を提供しました。

◆ 医療用資材の提供

市内で唯一の感染症指定医療機関である県立尼崎総合医療センターに対し、看護師の負担軽減

のため、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を活用し、医療用エアマットレス20台を提供しました。

◆ 自宅療養の実施に伴うフォローアップ体制等に関する取組

兵庫県が、4月10日以降65歳未満で無症状や軽症の患者に自宅療養を認める方針に転換したことを受け、自宅療養者や、入院・宿泊療養施設への入所を自宅で待つ陽性患者のうち希望する方に、県の制度を活用し、食料5日分やマスクなどを詰めたセットを配付しています。

◆ 積極的疫学調査の推進

積極的疫学調査を推進するため「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置し、市内の感染者の発生状況についての指標の提示を行うなど、引き続き感染状況のモニタリングを行うとともに、より精度の高い情報に加え、必要に応じてアラート情報を発信していきます。

また、新型コロナウイルス感染者が急激に増加している現状に対応するため、令和2年11月24日から、積極的疫学調査の体制を強化しています。

◆ クラスタ防止に向けた取組

病院や社会福祉施設、学校などのような、社会的に影響の大きい施設で陽性患者が発生した場合、ただちに本人への聞き取り、施設への調査を行い、濃厚接触者を特定するとともにクラスタ防止にむけて濃厚接触者以外にも検査対象を広げて検体を採取し、すみやかに衛生研究所でPCR検査を行っています。

◆ PCR検査体制の強化

尼崎市医師会や病院関係者の協力を得て「帰国者・接触者外来」の維持を図るとともに、尼崎市立衛生研究所で行うPCR検査機器の整備などにより検査可能件数を倍増することで、検査体制の強化を行いました。また、英国等で報告されているコロナウイルス変異株についても、市内感染の早期探知のため令和3年3月からPCRスクリーニング検査を実施しています。

さらに、唾液によるPCR検査や抗原検査等の活用を図ることで、市内医療機関（約190か所）で行政検査ができる体制の強化に取り組んでいます。

◆ 相談、診療、検査体制について

発熱等の「新型コロナかもしれない」という症状が出た場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談し、診察・検査を受ける体制としています。

また、かかりつけ医を持たないなど相談する医療機関がない場合は「発熱等受診・相談センター」に連絡をすることで、診察・検査が可能な兵庫県等が指定する「発熱等診療・検査医療機関」等へ案内する体制に変更（約40か所）となっています。

◆ 新型コロナワクチン接種体制確保に向けた取組

新型コロナワクチン接種のクーポン券は、まずは65歳以上の高齢者に対して4月19日に発送しており、かかりつけ医でのワクチン接種の予約は5月10日から開始しています。かかりつ

け医がない方等の集団接種の予約は、5月10日、5月24日から5月26日に予約を受け付けました。かかりつけ医での接種は5月27日、集団接種は5月29日から開始しており、集団接種については、7月末までに2回接種ができるように進めています。

64歳以下の方のワクチン接種スケジュールについては、市独自に優先順位を設定し、6月29日から接種券を段階的に発送していきます。60歳～64歳の方は、接種券の発送を6月29日とし、予約受付については、基礎疾患がある方は7月2日、基礎疾患がない方は7月16日から開始します。40歳～59歳の方は、接種券の発送を7月5日とし、予約受付については、基礎疾患がある方は7月8日、基礎疾患がない方は7月20日から開始します。16歳～39歳の方は、接種券の発送を7月9日とし、予約受付については、基礎疾患がある方は7月14日、基礎疾患がない方は7月22日から開始します。

64歳以下の方のワクチン接種に向け、電話予約が円滑に行えるようワクチン案内センターの回線の25回線から75回線への増強や、ネット予約が円滑に行えるよう予約システムを刷新するほか、生涯学習プラザと総合文化センターに加えて、市内の大型小売店舗（具体的な場所は現在調整中）に常設の集団接種会場を設けるなど、接種の推進に向け取り組んでいます。

また、接種体制の整備や関係機関との連携をより円滑に行うことを目的に、市長を本部長とする「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」及びその実施体制としての「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部事務局」を6月11日付で設置し、接種を希望する人を誰一人取り残さないことを原則に市民の皆様の安全・安心な生活を守るため、ワクチン接種を推進していきます。

◆ 新型コロナワクチンの高齢者向け接種等の実施に関する協定の締結について

本市における高齢者に対する新型コロナワクチンの接種について、国が要請している7月末をめどに実施するとともに、その後の基礎疾患を有する方等への接種を円滑に進める一助とするため、尼崎市医師会及び社会医療法人中央会と協定を締結しました。この協定により、常設のワクチン接種会場を設置することで、市民への接種を進めていきます。

◆ サーベランスの実施

- ・ 高齢者施設等の従事者への集中的検査の実施

国の通知を踏まえ、令和3年3月に、本市においてこれまで集団感染が複数事例発生するなど、感染拡大リスクがより高いと考えられる介護老人福祉施設の従事者に対して、集中的に抗原検査（行政検査）を実施し、感染状況を調査しました。受診者数は928件で陽性者が0名、陰性者が928名でした。（陽性率：約0%）

- ・ 「まん延防止等重点措置」期間等におけるモニタリング検査の実施について

感染拡大の予兆を早期に察知し、早期対応につなげるため、4月9日、16日、23日、30日の18時から19時、阪神尼崎駅北側で無症状の駅の乗降者等を対象に（上限100名）、本市独自のPCRモニタリング検査（無料、陽性の結果が出た場合は改めて医療機関の受診が必

要)を実施しました。受診者数は374名で陽性者が1名、陰性者が373名でした。(陽性率:約0.27%)

- ・ 高齢者施設(居住系)の従事者を対象とした定期的なPCR検査の実施について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向を迅速に探知し、集団感染への早期対応につなげるとともに、施設における感染予防対策の一助となるよう、重症化リスクが高いとされる居住系の高齢者施設の従事者を対象に唾液による定期的なPCR検査を実施します。検査を実施する施設は48施設で、その施設に従事し、PCR検査を希望する職員について3カ月に1回程度を目安に検査を実施していきます。

2 感染症対策を見据えた災害への備え

◆ 次なる感染拡大への備え

市民・事業者へ改めて感染拡大の予防の啓発を行うとともに、マスク、消毒液等の衛生用品の備蓄などを進め、安全・安心の強化を図っています。

◆ 自宅待機者専用避難所の確保

新型コロナウイルス感染症に感染された方との濃厚接触や、海外からの帰国等により自宅で待機されている方の避難先として、一般の指定避難場所とは別に、自宅待機者専用避難所を確保し、災害時に安心して避難することができる環境を整備しました。

◆ 避難所における感染防止対策の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症禍における避難所運営の体制強化を図るため、マニュアルを作成し、公表しました。
- ・ 検温やヒアリングにより避難者の健康確認を行うとともに、避難者の健康状態に応じた専用スペースを確保するなど、避難所のゾーニングを行います。
- ・ 避難所では、換気やソーシャルディスタンスの確保を徹底し、不特定多数の方の手が触れる場所や他者と共有する物品の除菌・消毒を行います。
- ・ 避難所で必要となる非接触型赤外線体温計、手指用アルコール消毒薬、マスク、ペーパータオル等の衛生用品や、飛沫感染を防ぐためのパーテーション等について避難所へ配置をしています。

◆ 自助・共助の取り組みの強化

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮した避難行動等について、市ホームページや市報あまがさき等の各種広報媒体を活用し、災害時における自助・共助の取り組み強化を啓発しています。

◆ 衛生用品等の確保の強化

衛生用品等を確保するため、新たにマスク製造を開始した市内業者及び消毒液製造業者と災害時の物資優先供給協定の締結をしています。

◆ 複合災害に備えた訓練

新型コロナウイルス感染症禍における自然災害との「複合災害」へ備え、避難所設置・運営訓練を含めた、兵庫県・阪神地域合同防災訓練を令和2年9月20日に実施しました。

3 総合サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」を設置し、支援を必要とする方のサポート体制を構築しています。

◆ 「事業所向け臨時相談窓口」を出屋敷リベル3階に設置し、経営環境の悪化に直面する事業者を対象とした、経営相談やセーフティネット保証の認定、各種支援策や納税等に関する総合的なサポートを行っています。(受付は平日のみ)

なお、セーフティネット保証4号・5号などの認定は、中小企業センターで行っています。

◆ 「市民向け相談サポート窓口」を市役所本庁舎南館地下1階及び各地域振興センターに開設し、様々な困りごとや不安を抱える市民一人ひとりに寄り添うワンストップ型の相談業務を行い、速やかに適切な支援策につなげています。(受付は平日のみ)

◆ 行政窓口で多言語対応するため電話通訳・テレビ通訳を導入しています。

4 市民生活を支援する取り組み

◆ 住宅困窮者への緊急支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇や離職、減収により住宅に困窮している方を対象に、市営住宅を提供しています。

◆ 特別定額給付金の支給

特別定額給付金は、令和2年8月17日(月)で申請の受付を終了しました。

本市の対象総数約23.7万件のうち、約23.6万件(99.3%)の申請があり、令和2年11月1日現在で、適正な申請に対する全ての支給が完了しています。

◆ 出産特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症が市民生活へ大きな影響を及ぼす中、感染予防対策を講じながら不安を抱えて子どもを出産した母等に、子ども1人あたり5万円の給付金を支給します。

対象となる子どもは、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、出生により市内に住民登録をした子どもです。また、申請・受給する方は、対象となる子どもを出産した母で、出生した日から申請日まで引き続き、市内の子どもと同じ世帯にある方です。

令和3年6月18日時点において、給付の対象となる3,291世帯に申請書を送付し、3,282世帯に給付金を支給しました。

◆ 緊急雇用対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、令和2年度、仕事に影響を受けた市民の方などを対象にして会計年度任用職員の募集を行い、12名を任用しましたが、改めて、令和3年度も会計年度任用職員25名程度の募集を行っています。

また、従事者の半数以上を新規雇用者とするなど、失業者や現在求職活動中の方などの雇用創出を目的とした業務委託を行います。

◆ 市税、国民健康保険料等に係る督促手数料の徴収について

兵庫県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、条例などで定める納期限内の納付が外出自粛要請により困難になることを考慮し、①緊急事態措置期間中に納期限を迎える場合、または②納期限前30日以内に緊急事態措置期間が含まれる場合は、市税、国民健康保険料等の督促手数料については、徴収しないこととしています。（なお、延滞金及び遅延損害金は通常通り徴収します。）

【対象となる債権】

- ・令和3年1月14日～同年3月30日に納期限を迎えるもの
- ・令和3年4月25日～同年7月20日（予定）に納期限を迎えるもの

◆ 個人市・県民税について

個人市・県民税の申告期限については、確定申告（所得税等）の申告期限の延長にあわせて、1か月延長し令和3年4月15日までとしました。

◆ お困りの方への生理用品の配布について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的な理由で生理用品が十分に入手できず日常生活に支障が出るなどお困りの方に対して、生活支援相談や女性に関する相談の機会に併せて、市内公共施設5カ所（しごと・くらしサポートセンター尼崎北・尼崎南、いくしあ、アマポート・アマブラリ、女性センタートレピエ）で、生理用品の無償配布を行っています。

5 事業者等に対する支援や地域経済を活性化する取り組み

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業

兵庫県の要請に応じて、休業要請及び営業時間の短縮に協力いただいた事業者の皆様に対し、兵庫県と協調して、協力金を支給します。

- ・令和3年1月12日～2月7日の時短営業の要請に対する「協力金 [第1期]」及び令和3年2月8日～3月31日の時短営業の要請に対する「協力金 [第2期]」の申請受付は終了しています。
- ・令和3年4月1日～5月31日の休業要請及び時短営業の要請に対する「協力金 [第3期] [第4期]」の申請は、令和3年6月1日～6月30日の間に、郵送又は兵庫県のホームペ

ージの専用フォームから受け付けます。

- ・令和3年6月1日～6月20日の休業要請及び時短営業の要請に対する「協力金 [第5期]」の申請は、緊急事態措置終了後に受付開始予定です。

令和3年6月21日～7月11日の時短営業の要請に対する協力金を含む最新情報は、兵庫県ホームページにてご確認ください。

◆ 事業者向けコロナ関連 労務相談（無料）

コロナ関連の助成金・給付金等の労務関係で、お困りの市内事業者の相談を、出屋敷リベル3階にて、社会保険労務士等の資格を持った専門の相談員が承ります。実施日は月・水・金（祝日は除く）事前予約制。

◆ 固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小事業者等に対し、令和3年度に限り事業用家屋及び償却資産の固定資産税・都市計画税を軽減しました。

（申告受付は、令和3年2月1日に終了しています。）

◆ 営業力強化・就労支援等関係事業（「AmaLinks(アマリンクス)」の開設）

コロナを契機に新たなビジネスマッチングの機会の創出やコロナの影響で雇止めにあった就労希望者と人材不足の企業をオンラインで就労マッチングするためのサイト「AmaLinks(アマリンクス)」を開設し、市内中小企業の販路開拓や人材確保に取り組みます。

◆ 雇用調整助成金等申請サポート 給付金

国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」を活用し、雇用の維持に努める取組を社会保険労務士等に依頼して行った市内に事業所を有する事業者に対し、本市が申請に係る経費（上限10万円まで）の一部を支援します。

6 高齢者・障害者施設、従事者等への支援

◆ 施設の状況

- 老人福祉センターについては、一部の事業等を除き、感染防止対策を講じながら、事業を実施しています。なお、入浴については、引き続き再開を見合わせています。
- 老人福祉工場については、感染防止対策を講じながら、事業を実施しています。
- 身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館の利用については、原則20時までとします。
- 市立たじかの園、あこや学園については、感染防止対策を講じながら療育を行っています。
- 身体障害者デイサービスセンターでは、感染防止対策を講じながら身体の機能の維持向上等を図る事業を実施しています。

◆ 衛生用品の配付

- 新型コロナウイルス感染症患者が発生した際にもサービスを継続して行う必要がある介護・障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した際に迅速に対応できるよう、厚生労働省から送付された衛生用品（マスク、ガウン、手袋）を備蓄し、サービスの提供に支障が生じないよう迅速に提供しています。
- 今後の更なる感染拡大に備えた取組として、厚生労働省から送付される衛生用品（マスク、手袋等）を介護・障害福祉サービス事業所等に対して順次配付します。
- ◆ フレイル予防

希望される高齢者の方に、「100歳体操」などを収録したDVDを送付しました。

コロナ禍でのフレイル予防策を学び、ご自宅等でも取り組んでいただけるよう「介護予防・重度化防止ハンドブック」の『動画』を本市の医療・介護連携協議会で制作。市民や医療・介護従事者向けに市 Youtube チャンネル等で配信しています。
- ◆ 一時的に受け入れる施設の確保

自宅で高齢者や障害者の介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となった在宅の高齢者や障害者を一時的に受け入れる施設を確保しています。
- ◆ 新規入所者のPCR検査の実施

令和2年12月1日から障害者支援施設及び介護保険施設等への新規入所者のうち検査を希望する方へPCR検査を実施しています。
- ◆ 陽性者にサービスを提供する従事者（介護・障害福祉）への支援

市内の陽性者に支援を行う介護サービスや障害福祉サービスの従事者に対し、施設等で支援する場合は1日あたり12,000円、居宅で支援する場合は利用者1人あたり、1日につき同額の協力金を支給します。

7 保育施設等、子育て支援

- ◆ 保育施設（事業所）

保育施設（事業所）は、これまでどおり児童を受け入れます。
- ◆ 児童ホーム・こどもクラブ

児童ホーム・こどもクラブは、これまでどおり児童を受け入れます。
- ◆ 家庭・子育て相談事業
 - コロナ禍による不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。
 - 乳幼児健康診査事業については、感染予防対策を徹底することにより集団健診を継続するとともに、医療機関と連携して乳児は集団健診に不安を抱く方を対象に小児科の診察を、幼児は

歯科の診察を委託し、乳幼児健康診査を適切な時期に受診していただく体制の整備を継続します。また、子どもの発達や育児について相談希望がある方を対象に、個別支援を行っています。

◆ 妊婦及び保育施設へマスクの配付

母子健康手帳の交付を受けている妊婦や保育施設（事業所）を対象にマスクを配付しました。母子健康手帳の交付時に妊婦へマスクを配付しています。

◆ 保育士等の感染者が発生した保育施設（事業所）への応援職員の派遣

感染者発生時においても円滑な保育の提供がなされるよう、県の応援職員派遣協力施設に登録し、職員が不足する保育施設（事業所）への応援職員派遣の協力調整を行います。

8 学校等、学習支援

◆ 学校園

市立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校は、引き続き、教室等の換気や消毒のほか、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の十分な感染症予防対策を講じた上で教育活動を行います。ただし、感染リスクの高い実技を伴う水泳等の授業については、1 学期終業式までの間は休止とします。

部活動については、十分な感染対策を実施したうえで 6 月 21 日からは県内でのみの活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。活動時間は、平日（4 日）2 時間程度、土日のいずれか 1 日で 3 時間程度となります。また、夏季休業日以降は県外での活動も可となります。ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除き、県外での活動は緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域、都道府県独自の移動制限を伴う措置を実施している区域では活動できません。

全国大会・近畿大会に出場する部は、大会に向けた練習試合、合宿等は県外も可とします。なお、宿泊は感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定します。

◆ 学校行事

校外から多くの人々が来校する行事（参観、体育大会等）および児童生徒が密集するなど感染リスクの高い活動を伴う行事は、1 学期終業式までの間は、原則自粛します。

◆ 学校外の活動

1 学期終業式までに実施を予定している泊を伴う校外行事及び尼崎市外への日帰りでの校外行事については、児童生徒の健康、安全を第一に考え、実施時期を延期します。なお、日帰りでの校外行事のうち公共交通機関を利用しない尼崎市内への校外行事については、感染防止対策を行い実施します。

◆ 学校開放事業（スポーツ開放など）

屋内・屋外施設ともに実施します。（ただし、利用時間は20時までとします。）

◆ 株式会社バイ・コミュニケーションズとの連携協定

コロナの影響で、授業や部活動に励む子どもたちの成果を披露する機会が少なくなっている状況下、バイコムのテレビ放送で市内の子どもたちの活躍を取り上げてもらうなど、本協定に基づき子どもたちを応援する企画を協働して推進していきます。

9 公園・公共施設等

まん延防止等重点措置実施期間中（6月21日～7月11日）の主な公園・公共施設等の対応は次の通りとします。

- ◆ 生涯学習プラザ（ロビー利用含む）、地域総合センター、女性センター・トレピエの利用については、原則20時までとします（社会生活の維持に必要なものは除く）。

各施設（園田東会館を含む）での貸室利用人数は部屋の定員1/2以内とし、飲酒は禁止、食事は自粛をお願いしますが、やむを得ない場合は食事中会話をしないなど感染予防対策の徹底をお願いします。

- ◆ 屋内運動施設（総合体育館・地区体育館・サンシビック尼崎屋内プール）は、人数制限及び感染防止対策を実施した上で開館します。（ただし、開館時間は20時までとします。）
- ◆ 屋外運動施設（野球場やテニスコート等）は、観客席について収容人数を50%として利用可能とします。
- ◆ 各運動施設においては、兵庫県外の方へご利用の自粛を促し、今後の利用状況によっては県外の方の利用制限をする場合があります。
- ◆ 元浜緑地わんぱく池は、当面の間、利用休止とします。
- ◆ 公園は、マスクの着用や咳エチケットの徹底、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、感染防止対策に留意しながらご利用いただけますが、飲酒は禁止します。
- ◆ 農業公園駐車場は、通常どおり営業します。
- ◆ 図書館（中央・北）は、感染防止対策を実施した上で開館します。閲覧室等については人数制限をした上で再開します。また、生涯学習プラザ及びユース交流センターアマブラリの図書室は20時まで利用が可能です。
- ◆ ボートレース尼崎では、入場者数を最大入場者数の2分の1以内に設定して開催し、サンプルピア（外向発売所）では、営業は20時までとします。また、いずれの施設でもアルコール類の提供は、土日は休止、平日は11時から（本場は閉場まで、サンプルピアは19時まで）とし、フードエリアの制限など、関係機関のガイドラインを遵守し営業を継続します。
- ◆ あまがさき観光案内所は、通常どおり営業します。
- ◆ 尼崎城天守及び城址公園駐車場は、通常どおり営業します。
- ◆ 歴史博物館は、感染防止対策を実施した上で開館します。合わせて、城内地区駐車場も通常どおり営業します。

- ◆ 田能資料館は、感染防止対策を実施した上で開館します。
- ◆ 尼崎市立ユース交流センターは、感染防止対策を実施した上で20時まで開館します。
- ◆ 青少年いこいの家、美方高原自然の家は、感染防止対策を実施した上で開館します。但し、貸室の利用は20時までとします。
- ◆ 青少年体育道場は、感染防止対策を実施した上で20時まで開館します。
- ◆ すこやかプラザ、つどいの広場は、感染防止対策を実施した上で開館します。なお、すこやかプラザの多目的ホールは、20時まで利用可能とします。子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、感染防止対策を実施した上で通常どおり開館します。

10 イベント・集会等

- ◆ 催物・イベントは、国や県の対処方針等のイベント開催制限の要件を遵守し、21時までの営業時間短縮を要請します。

* イベント開催制限の要件

【令和3年6月21日～令和3年7月11日】

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100% 以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%* 以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

- ◆ 市が主催する催物・イベント等は、原則中止または延期します。ただし、その目的や規模、参加者の状況を踏まえ、個別判断のうえ開催するものもあります。
催物・イベント等に関する最新の情報については、市ホームページでお知らせします。
- ◆ 令和3年7月18日執行予定の兵庫県知事選挙については、各投票所において、感染症対策を講じた上で実施します。また、7月2日(金)から7月17日(土)の期日前投票についても同様とします。

11 広報・啓発活動

- ◆ 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散のほか、戸別受信機を活用して広く啓発を実施しています。
- ◆ 「緊急事態宣言」期間中の4月25日、30日、5月3日に、阪神尼崎駅周辺において、不要不急の外出自粛と、感染防止対策の徹底に関する呼び掛けを実施しました。引き続き、兵庫県と連携し、緊急事態宣言期間中の5月14日、21日、28日に、外出自粛と路上飲酒等に関する呼びかけをしました。

- ◆ 公共施設、コミュニティ連絡板等へ啓発として、「オールあまがさきで対策中」ポスターを掲示したほか、市内の事業者を対象に、「兵庫県コロナ追跡システム」の啓発チラシと併せて随時郵送を行うなど啓発を実施しています。
- ◆ 新型コロナウイルスの陽性患者数の増加を受けて、市公用車等による感染拡大防止の注意喚起にかかる広報を強化しています。
- ◆ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見についての人権啓発ポスターを公共施設やコミュニティ連絡板へ掲示
- ◆ 防災行政無線で放送を行った避難情報等の内容を聞き逃した方に対し、24時間以内の最新情報について電話で放送内容を確認できる災害情報電話サービスを導入しました。
- ◆ クラスター発生防止に向けた取組として、阪神尼崎駅周辺の酒類の提供を主とする飲食店に感染拡大予防ガイドラインなどを配付しました。また、それ以外の地域については、郵送により周知を図りました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症について、正確な基礎知識や最新の知見、また感染事例などを共有いただくことを目的に、『「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集』（令和2年11月13日改訂）を生涯学習プラザ、南北保健福祉センター、保健所などに設置しています。
- ◆ 感染予防対策を呼びかける啓発ポスターや、『「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集』をより多くの方に周知するため、本庁南館1階に『新型コロナを「正しく恐れる」特設展示』を令和3年2月19日まで設置しました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の風評被害の対策について、令和2年12月16日に改めて市内各校園、保育所、児童ホーム・こどもクラブ、私立大学等に対し周知しました。
- ◆ 尼崎市新型コロナワクチン案内センターが開設したことを周知するため、市ホームページに掲載するとともに、啓発ポスターを公共施設へ掲示しています。
- ◆ 『新型コロナウイルス感染症に関する保健部におけるいわゆる「第三波」の振り返り』について市ホームページに掲載しています。
- ◆ 「緊急事態宣言」啓発ポスターを公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等へ掲示するとともに、若者への啓発として、市内高等学校・専門学校・大学21校に対し、啓発ポスターの掲示を依頼しました。

12 皆さまからの寄付等の受け付け

- ◆ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されています。なお、当基金の実施主体である（公益財団法人）兵庫県健康財団に対する寄附については、個人市民税の寄附金控除の対象

とします。

- ◆ 市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応するため、ふるさと納税の仕組みを活用し、新型コロナウイルスで困っている人たちのために支援を行う市民活動団体や、市内の医療施設や福祉施設等で従事する方々への応援、その他新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を受け付けました。寄附金については、医療機関や福祉施設等へのマスクや防護服等の配布など、新型コロナウイルス感染症対策へ活用していきます。
- ◆ イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄したものに対し、個人市民税の寄附金控除を適用します。(対象となるイベント等は、所得税の寄附金控除と同様とします。)

13 庁内の対応等

- ◆ 業務継続に係る感染拡大防止のため、庁内において感染予防対策・体調管理の更なる徹底を図ります。
- ◆ 感染予防対策の一環として、在宅勤務、時差出勤などの一層の活用を図ります。
- ◆ 特に不特定多数の市民等が来庁する窓口等では兵庫県コロナ追跡システムの活用や、飛沫感染防止パネルの設置などにより、更に感染予防の充実を図っています。

以 上